

平成24年3月19日

予防予第11号

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

ガラスの種類による無窓階判定の取扱いについて（通知）

開口部に使用するガラスの種類に応じ、消防法施行規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部について、次表のとおり取り扱うものとする。

ガラスの種類				開口部の条件		無窓階判定	
						足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0 mm以下			引き違い戸	○	○	
				F I X	○	○	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm以下			引き違い戸	△	△	
				F I X	×	×	
	厚さ 10.0 mm以下			引き違い戸	△	×	
				F I X	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5.0 mm以下			引き違い戸	○	○	
				F I X	○	○	
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 mm以下	PVB (ポリビニルブチレール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下	フロート板ガラス 6.0 mm以下	引き違い戸	△	△	
				F I X	×	×	
	網入り板ガラス 6.8 mm以下	PVB (ポリビニルブチレール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下	フロート板ガラス 5.0 mm以下	引き違い戸	△	△	
				F I X	×	×	
	フロート板ガラス 5.0 mm以下	PVB (ポリビニルブチレール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下	フロート板ガラス 6.0 mm以下	引き違い戸	△	×	
				F I X	×	×	
	網入り板ガラス 6.8 mm以下	PVB (ポリビニルブチレール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下	フロート板ガラス 6.0 mm以下	引き違い戸	△	×	
				F I X	×	×	
フロート板ガラス 3.0 mm以下	PVB (ポリビニルブチレール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下	型板ガラス 4.0 mm以下	引き違い戸	△	×		
			F I X	×	×		
倍強度ガラス				引き違い戸	×	×	
				F I X	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び線入り板ガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。 低放射ガラス（通称 Low - E ガラス）についても同様とする。						
<凡例> ○ 開口部全体を有効開口部として取り扱うことができるもの。 △ ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合はおおむね 1 / 2）を有効開口部として取り扱うことができるもの。 × 有効開口部として取り扱うことができないもの。							

【備考】

- 『足場有り』とは、避難階又はバルコニー等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基令第 126 条の 7 に定める構造（非常用進入口の構造：奥行 1 m 以上、長さ 4 m 以上）のもの又はこれと同等のものをいう。
- 『引き違い戸』とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの
- 『F I X』とは、はめ殺し窓をいう。